

諮問庁：国税庁長官

諮問日：平成30年9月25日（平成30年（行個）諮問第163号）

答申日：令和元年11月11日（令和元年度（行個）答申第84号）

事件名：本人に係る税務調査の調査経過記録書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書1ないし文書5に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別紙4に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成30年5月24日付け特定記号第109号により特定税務署長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、原処分を取り消し、保有個人情報の全部開示を求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

開示された文書の大部分が黒塗りされているので、部分開示の内容について適否を審査してほしい。

当方の所得税調査に関する個人情報文書を情報開示請求により1870枚余の文書が部分開示として交付されました。

情報開示された内容としては、この1870枚余のうち全面黒塗り枚数1510枚余、何らかの記載のある文書は350枚余あるが、うち当方からの提出文書が280枚余で、様式のみ書面が40枚余となっている。処分庁が実質作成した書面はごくわずかである。

処分庁の不開示理由の文言は根拠条項に合致する部分もあると思われませんが、「開示することにより・・・おそれがあるため」を引用し、黒塗り部分を必要以上に多くし、安易に部分開示の判断をされていると思われる。

不開示にする部分は必要最小限にとどめるべきである。

このような情報開示は法律の趣旨を全く理解することなく、処分庁の処理としては極めて不適切であると考えます。

当方の求める情報開示文書とはかけ離れたものとなっている。

黒塗りされた部分において処分庁が的確に精査されておれば、このような事態はないものとする。

処分庁の本件事務処理についての情報開示が適正であったかどうか審査していただきたい。

(2) 意見書

国税庁において本件開示請求について、検討結果として特定税務署の不開示と判断された部分を一部開示相当との判断をされておりますが、国税庁の理由説明書に記述された内容について、なお、以下のとおり疑問点がありますので、検討していただきたいと思っております。

ア 当方が開示請求した際に、当方の税務調査にかかるすべての文書の開示を受けたいと申し出たものでありますが、特定税務署は別紙1の文書1ないし文書5が全文書であるとの説明があったが、別紙1の文書1ないし文書5以外に文書が存在しないのかどうか、今一度確認してほしい。

税務調査期間中に税務署内で作成されている文書及び外部から収集された資料が別紙1の文書1ないし文書5以外に文書は存在しないとすれば、どのような根拠資料に基づき、収入金額を把握され、税額をどのように算定されたのか不可解に思われます。

イ 不開示情報として法14条7号イに、開示することにより、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるものと規定しているとありますが、本件不開示文書において、正確な事実の把握を困難にするおそれのあるものはどの文書が該当するのか、違法若しくは不当な行為を容易にするものはどの文書が該当するのか、その発見を困難にするおそれのあるものはどの文書が該当するのか、一連番号、ページあるいは何枚目が該当するのか具体的に明示していただけないでしょうか。

ウ 当方から提供しました資料はすべてコピーされていると思っておりますが、当方の提供資料すべてが開示されているのかどうか確認していただけないでしょうか。

エ 不開示として一ページ分すべてを黒塗りにされている用紙が相当数ありますが、これらの黒塗りされたページにおいても表題あるいは様式だけでも開示することはできないのでしょうか。全面黒塗りされたページの多くは、金融機関から取りよせた預金履歴資料、市役所から取り寄せた固定資産一覧表資料等が含まれているのではないのでしょうか。

もし、これらに該当する文書であれば開示しても課税当局において何ら支障はないものと考えます。

オ 質問応答記録書の一連番号2は、一部様式のみ開示されており、その内容は当方においては、概要を把握することはできませんが、質問応答者が誰であるのか、もし、当方の親族であり、当方がその場に同席したうえでの応答内容であれば情報開示しても何ら支障はないものと考えます。

なぜなら、一連番号16、18、20、27、29、31は当方が同席しているとのことで開示相当と判断されております。

カ 調査経過記録書の一連番号6・13・14・15・22・26・33の指示事項等欄は黒塗りとなっており内容は把握できませんが、調査官が当方に対し要請したこと、要請すべき内容が記述されているものがあれば、開示しても何ら支障はないのではないのでしょうか。

キ 当方から調査官に対し不適切な言動・行為をしたことに対して口頭あるいは文書にて指摘した事項がいくつかありますが、このときのやりとりを記録した文書は存在しないのか、文書が存在しているが不開示となっているのか当方では確認できないので明確にしていただけないのでしょうか。

ク 不開示とされた内容は、当該日付において記載された文言に少しでも不開示の内容が含まれている場合には、当該日付における文面をすべて不開示としているように思われますが、もう少し内容を吟味して開示すべきか、不開示にすべきかを判断すべきものと考えます。一つの文章において不開示にあてはまる文面が少しでもあればその文章をすべて不開示とするのではなく、部分的に開示することも可能ではないかと思われます。

ケ 本件開示請求は、私個人の税務調査に基づくものであり、基本的には不開示とすべきものはないのが筋ではないかと考えます。しかし、課税当局において今後の課税事務に支障をきたす恐れがあるものは不開示とするのはやむを得ないものと考えますが、それも不開示は必要最小限に留めるべきもので、不開示とする条文を容易に適用することは適切ではないと考えます。

不開示とされた内容については当方において確認する手段はなく、課税当局の判断に従わざるを得ないこととなります。

法の趣旨は可能なかぎり公開するようとの考え方にたっているものと思われますが、今回の特定税務署の事務処理・国税庁の理由説明書を見る限りできるだけ開示しないでおこうとする姿勢があるように感じられます。

課税当局において、情報をできるだけ開示しようとする考え方と、できるだけ開示しないでおこうとする考えでは、大きな違いがあり、国民の目線に立った情報公開であってほしいと思います。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件開示請求等について

本件開示請求は、処分庁に対して、別紙1に掲げる文書に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）の開示を求めたものである。

処分庁は、平成30年5月24日付け特定記号第109号により、本件対象保有個人情報のうち別紙2に掲げる部分（以下「本件不開示部分」という。）は、法14条2号及び同条7号イの不開示情報に該当するとして、法18条1項の規定に基づき一部開示決定（原処分）を行った。

これに対し審査請求人は、審査請求書において、不開示とした判断に対する適否の審査を求めていることから、以下、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

（1）法14条2号について

法14条2号は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（ただし、慣行として開示請求者が知ることができる情報（同号ただし書イ）等を除く。）を不開示情報として規定している。

本件不開示部分のうち別紙2の不開示理由で「法14条2号」と掲げている部分には、審査請求人以外の特定の個人の氏名等が記載されており、これらの情報は、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがって、これらの部分は、法14条2号本文の不開示情報に該当するものと認められ、かつ、同号ただし書イからハまでに規定するいずれの情報にも該当しないものと認められることから、不開示とすることが相当である。

（2）法14条7号イについて

法14条7号イは、国の機関が行う事務に関する情報であって、開示することにより、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるものを不開示情報として規定している。

本件不開示部分のうち不開示理由で「法14条7号イ」と掲げている部分について、開示が相当であると認められるものは下記（3）、不開示が相当であると認められるものは下記（4）のとおりである。

（3）不開示理由で「法14条7号イ」と掲げている部分のうち、開示が相当であると認められるもの

別紙2の一連番号8、10及び12については、特定税務署職員と審

査請求人の妻とのやり取りであるが、その内容は審査請求人に対する質問事項であるとともに、審査請求人が不在であったためその妻へ伝言を依頼したものであることからすると、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にさせる等のほか、国税当局の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれはなく、法14条7号の不開示情報には該当しないものと認められる。

別紙2の一連番号16, 18, 20, 27, 29及び31については、審査請求人やその親族に対して質問調査を行った旨、審査請求人の親族に対して調査開始を宣言した旨、審査請求人の親族から修正申告書を收受した旨等の記録である。これらの情報は国税当局が行う事務に関する情報であるとともに、審査請求人以外の特定の個人の情報であると認められるが、これらの情報については、審査請求人が同席の下で伝えられていることからすると、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にさせる等のほか、国税当局の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれはなく（法14条7号柱書き及び同号イに非該当）、また、法14条2号イに該当し、不開示情報には該当しないものと認められる。

別紙2の一連番号44については、職員からの照会に対して審査請求人が電話で回答した内容の記録であることからすると、国税当局の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれはなく、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にさせる等のほか、法14条7号の不開示情報には該当しないものと認められる。

(4) 不開示理由で「法14条7号イ」と掲げている部分のうち、不開示が相当であると認められるもの

不開示理由で「法14条7号イ」と掲げている部分のうち、上記(3)において開示すべきとした部分（別紙3参照）以外の部分は、いわゆる税務調査の手の内情報や国税当局における税務審査や処理等に係る情報である。

当該部分が開示された場合、審査請求人において、自らの事業や経営内容等に対する国税当局の認識の程度など、国税当局がどのような視点、順序を経て税務調査を行い、調査資料等を収集し、その調査結果に応じてどのように審議、検討していくかなど、税務調査の着眼点、調査の範囲、規模を含む具体的な調査方針、調査方法等が明らかになるものと認められる。

その結果、今後の税務調査への対策を講じたり、税額計算上の不正手口の巧妙化を図ることが可能となるなど、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあるものと認められ

ることから、不開示とすることが相当である。

3 結論

以上のことから、本件不開示部分のうち、別紙3に掲げる部分は開示することが相当であるが、その余の部分については、法14条2号及び7号イの不開示情報に該当するとして不開示とした原処分は妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年9月25日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年10月18日 審議
- ④ 同月31日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 令和元年10月17日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同年11月7日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、別紙2に掲げる部分（本件不開示部分）を法14条2号及び7号イに該当するとして不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示を求めているところ、諮問庁は、別紙3に掲げる部分を開示するとしているが、その余の不開示部分（以下「本件不開示維持部分」という。）は、なお不開示とすべきとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、本件不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について

（1）別紙4に掲げる部分について

当審査会において見分したところ、別紙4に掲げる部分には、審査請求人以外の者の氏名等が記載されており、これらは、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、諮問庁が上記第3の2（3）において説明するとおり、審査請求人の親族に対して質問調査を行った旨が審査請求人の同席の下で伝えられていることからすると、審査請求人が既に承知している情報又は容易に推測できる情報であり、慣行として知ることができる情報であると認められることから、同号ただし書イに該当する。

また、当該部分は、同様の理由から、これを開示しても、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、国税当局における正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発

見を困難にするおそれがあるとも認められないから、法14条7号イに該当しない。

したがって、別紙4に掲げる部分は、法14条2号及び7号イのいずれにも該当しないから、開示すべきである。

(2) その余の部分について

当審査会において見分したところ、上記(1)を除く本件不開示維持部分のうち、文書1の不開示維持部分は、反面調査の相手先及び進行状況、文書2の不開示維持部分は、審査請求人に対する税務調査の一環として行った聴取の詳細な内容、文書3の不開示維持部分は、調査の経過のうち、税務調査の着眼点、反面調査情報、署内での事案の検討に関する内容、上司等への事案の説明及び上司等からの指示に関する内容などの詳細な情報が、文書5の不開示維持部分は、税額の算定の基礎となる反面調査で取得した資料及び署内での事案の検討に関する資料であって、反面調査情報、税務調査の着眼点及び署内での事案の検討に関する内容などの情報が、詳細に記載されているものと認められる。

これらの情報は、いわゆる税務調査における手の内情報に該当するものであって、いずれも審査請求人が承知している情報とは認められない。

そして、これらを開示した場合、税務調査の着眼点や具体的な調査方法が明らかになることとなり、その結果、税務計算上の不正手口の巧妙化が図られるなど、今後の税務調査への対策が講じられることによって、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあるものと認められる。

したがって、当該部分については、法14条7号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

(1) 審査請求人は、上記第2(2)キのとおり、審査請求人が処分庁に対して文書等で指摘した際のやり取りを記録した文書に記録された保有個人情報存在を明確にするよう求める旨主張する。この点について、諮問庁に対して当審査会事務局職員をして確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 処分庁においては、審査請求人から平成30年5月31日付けの文書1通及び同年6月18日付けの文書2通の提出を受けているものの、当該文書は、同年5月24日の原処分後に提出されたものであり、本件開示請求の対象に含まれない。

イ また、審査請求人から処分庁に対して指摘がされた時期は、平成30年以降であるところ、本件対象保有個人情報が記録された文書に対応する税務調査は、平成28年12月に終了していることから、本件

対象保有個人情報記録された文書には、審査請求人が主張する内容は記録されていない。

上記ア及びイの諮問庁の説明に不自然、不合理な点はなく、上記第2(2)キの審査請求人の主張は認められない。

(2) 審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号及び7号イに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別紙4に掲げる部分を除く部分は、同号イに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別紙4に掲げる部分は、同条2号及び7号イのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学, 委員 常岡孝好, 委員 中曾根玲子

別紙 1 (本件対象保有個人情報記録された文書)

- 文書 1 調査手続チェックシート
- 文書 2 質問応答記録書
- 文書 3 調査経過記録書
- 文書 4 調査結果の説明書 (所得税)
- 文書 5 調査経過記録書付表

別紙 2 (本件不開示部分)

文書名	枚数	一連 番号	不開示部分	不開示理由
文書 1 「調査手 続チェック シート」	5 枚目	1	「反面先の氏名又は名称」欄，「着手」欄，「終了」欄，「反面調査を要する理由（事実関係）」欄，「事前通知の有無」欄，「提出物件の留置き」欄，「申出内容」欄，「保管場所等」欄，「一部返還」欄，「交付送達に係る署名・押印」欄，「預り証の返還」欄，「確認」欄	法 1 4 条 7 号イ
文書 2 「質問応 答記録 書」	9 枚目ない し 1 7 枚目	2	「回答者住所」欄，「回答者氏名」欄，「回答者生年月日，年齢」欄，「質問応答の要旨」欄，「確認印」欄	法 1 4 条 2 号 法 1 4 条 7 号イ
文書 3 「調査経 過記録 書」	1 枚目	3	「年月日（手続名）」欄の 1 9 行目ないし 2 2 行目， 3 0 行目ないし 3 2 行目	法 1 4 条 7 号イ
		4	「方法・場所（応接者）」欄の 1 9 行目ないし 2 2 行目， 3 0 行目ないし 3 2 行目	
		5	「調査事項・応接状況等」欄の 1 9 行目ないし 2 2 行目， 3 0 行目ないし 3 2 行目	
		6	「指導事項等（指示（確認）日・指示（確認）者印）」欄の 1 行目ないし 3 2 行目	
	2 枚目	7	「年月日（手続名）」欄の 1 行目ないし 5 行目， 1 9 行目， 2 1 行目， 2 3 行目ないし 2 6 行目， 2 8 行目及び 2 9 行目	法 1 4 条 7 号イ
		8	「年月日（手続名）」欄の 7 行目ないし 1 3 行目	
9		「方法・場所（応接者）」欄		

			の1行目ないし5行目, 19行目, 21行目, 23行目ないし26行目, 28行目及び29行目	
		10	「方法・場所（応接者）」欄の7行目ないし13行目	
		11	「調査事項・応接状況等」欄の1行目ないし5行目, 19行目, 21行目, 23行目ないし26行目, 28行目及び29行目	
		12	「調査事項・応接状況等」欄の7行目ないし13行目	
		13	「指導事項等（指示（確認）日・指示（確認）者印）」欄の1行目ないし34行目	
	3枚目	14	「指導事項等（指示（確認）日・指示（確認）者印）」欄の1行目ないし34行目	法14条7号イ
	4枚目	15	「指導事項等（指示（確認）日・指示（確認）者印）」欄の1行目ないし34行目	法14条7号イ
	5枚目	16	「年月日（手続名）」欄の2行目ないし4行目, 26行目ないし30行目	法14条7号イ
		17	「年月日（手続名）」欄の15行目	
		18	「方法・場所（応接者）」欄の2行目ないし4行目, 26行目ないし30行目	
		19	「方法・場所（応接者）」欄の15行目	
		20	「調査事項・応接状況等」欄の2行目ないし4行目, 26行目ないし30行目	
		21	「調査事項・応接状況等」欄の15行目	

		2 2	「指導事項等（指示（確認）日・指示（確認）者印）」欄の1行目ないし3 2行目	
	6枚目	2 3	「年月日（手続名）」欄の1 5行目及び3 4行目	法 1 4 条 7号イ
		2 4	「方法・場所（応接者）」欄の1 5行目及び3 4行目	
		2 5	「調査事項・応接状況等」欄の1 5行目及び3 4行目	
		2 6	「指導事項等（指示（確認）日・指示（確認）者印）」欄の1行目ないし3 4行目	
	7枚目	2 7	「年月日（手続名）」欄の2 0行目ないし2 2行目	法 1 4 条 7号イ
		2 8	「年月日（手続名）」欄の2 5行目及び2 6行目	
		2 9	「方法・場所（応接者）」欄の2 0行目ないし2 2行目	
		3 0	「方法・場所（応接者）」欄の2 5行目及び2 6行目	
		3 1	「調査事項・応接状況等」欄の2 0行目ないし2 2行目	
		3 2	「調査事項・応接状況等」欄の2 5行目及び2 6行目	
		3 3	「指導事項等（指示（確認）日・指示（確認）者印）」欄の1行目ないし3 4行目	
文 書 5 「調査経過記録書付表」	2枚目	3 4	全て	法 1 4 条 7号イ
	6枚目	3 5	全て	法 1 4 条 7号イ
	1 0枚目	3 6	「調査項目」欄，「処理てん末」欄，「日付」欄，「検討内容等」欄，「備考」欄	法 1 4 条 7号イ
	1 1枚目ないし1 7枚目	3 7	全て	法 1 4 条 7号イ

18枚目	38	「調査項目」欄，「処理てん末」欄，「日付」欄，「検討内容等」欄，「備考」欄	法14条7号イ
19枚目及び20枚目	39	全て	法14条7号イ
21枚目	40	「調査項目」欄，「処理てん末」欄，「日付」欄，「検討内容等」欄，「備考」欄	法14条7号イ
22枚目	41	全て	法14条7号イ
23枚目	42	「調査項目」欄，「処理てん末」欄，「日付」欄，「検討内容等」欄，「備考」欄	法14条7号イ
24枚目ないし30枚目	43	全て	法14条7号イ
31枚目	44	「調査項目」欄，「処理てん末」欄，「日付」欄，「検討内容等」欄，「備考」欄	法14条7号イ
32枚目及び33枚目	45	全て	法14条7号イ
34枚目	46	「調査項目」欄，「処理てん末」欄，「日付」欄，「検討内容等」欄，「備考」欄	法14条7号イ
35枚目ないし44枚目	47	全て	法14条7号イ
45枚目	48	「調査項目」欄，「処理てん末」欄，「日付」欄，「検討内容等」欄，「備考」欄	法14条7号イ
46枚目ないし48枚目	49	全て	法14条7号イ
49枚目	50	「調査項目」欄，「処理てん末」欄，「日付」欄，「検討内容等」欄，「備考」欄	法14条7号イ
50枚目な	51	全て	法14条

	いし 5 6 枚目			7号イ
	5 7 枚目	5 2	「調査項目」欄，「処理てん末」欄，「日付」欄，「検討内容等」欄，「備考」欄	法 1 4 条 7号イ
	5 8 枚目ないし 8 2 枚目	5 3	全て	法 1 4 条 7号イ
	8 3 枚目	5 4	「調査項目」欄，「処理てん末」欄，「日付」欄，「検討内容等」欄，「備考」欄	法 1 4 条 7号イ
	8 4 枚目ないし 8 7 枚目	5 5	全て	法 1 4 条 7号イ
	8 8 枚目	5 6	「調査項目」欄，「処理てん末」欄，「日付」欄，「検討内容等」欄，「備考」欄	法 1 4 条 7号イ
	8 9 枚目ないし 1 2 1 枚目	5 7	全て	法 1 4 条 7号イ
	1 2 2 枚目	5 8	「調査項目」欄，「処理てん末」欄，「日付」欄，「検討内容等」欄，「備考」欄	法 1 4 条 7号イ
	1 2 3 枚目及び 1 2 4 枚目	5 9	全て	法 1 4 条 7号イ
	1 2 5 枚目	6 0	「調査項目」欄，「処理てん末」欄，「日付」欄，「検討内容等」欄，「備考」欄	法 1 4 条 7号イ
	1 2 6 枚目	6 1	全て	法 1 4 条 7号イ
	4 2 1 枚目	6 2	「調査項目」欄，「処理てん末」欄，「日付」欄，「検討内容等」欄，「備考」欄	法 1 4 条 7号イ
	4 2 2 枚目ないし 4 6 4 枚目	6 3	全て	法 1 4 条 7号イ

4 6 5 枚目	6 4	「調査項目」欄，「処理てん末」欄，「日付」欄，「検討内容等」欄，「備考」欄	法 1 4 条 7 号イ
4 6 6 枚目 ないし 4 8 3 枚目	6 5	全て	法 1 4 条 7 号イ
4 8 4 枚目	6 6	「調査項目」欄，「処理てん末」欄，「日付」欄，「検討内容等」欄，「備考」欄	法 1 4 条 7 号イ
4 8 5 枚目 ないし 5 2 4 枚目	6 7	全て	法 1 4 条 7 号イ
5 2 5 枚目	6 8	「調査項目」欄，「処理てん末」欄，「日付」欄，「検討内容等」欄，「備考」欄	法 1 4 条 7 号イ
5 2 6 枚目 ないし 5 6 5 枚目	6 9	全て	法 1 4 条 7 号イ
5 6 6 枚目	7 0	「調査項目」欄，「処理てん末」欄，「日付」欄，「検討内容等」欄，「備考」欄	法 1 4 条 7 号イ
5 6 7 枚目 ないし 5 7 4 枚目	7 1	全て	法 1 4 条 7 号イ
5 7 5 枚目	7 2	「調査項目」欄，「処理てん末」欄，「日付」欄，「検討内容等」欄，「備考」欄	法 1 4 条 7 号イ
5 7 6 枚目 及び 5 7 7 枚目	7 3	全て	法 1 4 条 7 号イ
5 7 8 枚目	7 4	「調査項目」欄，「処理てん末」欄，「日付」欄，「検討内容等」欄，「備考」欄	法 1 4 条 7 号イ
5 7 9 枚目 ないし 5 8 3 枚目	7 5	全て	法 1 4 条 7 号イ
5 8 4 枚目	7 6	「調査項目」欄，「処理てん	法 1 4 条

		末」欄，「日付」欄，「検討内容等」欄，「備考」欄	7号イ
585枚目 ないし59 2枚目	77	全て	法14条 7号イ
593枚目	78	「調査項目」欄，「処理てん末」欄，「日付」欄，「検討内容等」欄，「備考」欄	法14条 7号イ
594枚目 ないし61 0枚目	79	全て	法14条 7号イ
611枚目	80	「調査項目」欄，「処理てん末」欄，「日付」欄，「検討内容等」欄，「備考」欄	法14条 7号イ
612枚目 ないし67 8枚目	81	全て	法14条 7号イ
679枚目	82	「調査項目」欄，「処理てん末」欄，「日付」欄，「検討内容等」欄，「備考」欄	法14条 7号イ
680枚目 ないし68 2枚目	83	全て	法14条 7号イ
683枚目	84	「調査項目」欄，「処理てん末」欄，「日付」欄，「検討内容等」欄，「備考」欄	法14条 7号イ
684枚目 ないし16 67枚目	85	全て	法14条 7号イ
1668枚 目	86	「調査項目」欄，「処理てん末」欄，「日付」欄，「検討内容等」欄，「備考」欄	法14条 7号イ
1669枚 目ないし1 672枚目	87	全て	法14条 7号イ
1673枚 目	88	「調査項目」欄，「処理てん末」欄，「日付」欄，「検討	法14条 7号イ

		内容等」欄，「備考」欄	
1674枚 目ないし1 682枚目	89	全て	法14条 7号イ
1683枚 目	90	「調査項目」欄，「処理てん 末」欄，「日付」欄，「検討 内容等」欄，「備考」欄	法14条 7号イ
1684枚 目ないし1 777枚目	91	全て	法14条 7号イ
1778枚 目	92	「調査項目」欄，「処理てん 末」欄，「日付」欄，「検討 内容等」欄，「備考」欄	法14条 7号イ
1779枚 目ないし1 786枚目	93	全て	法14条 7号イ
1787枚 目	94	「調査項目」欄，「処理てん 末」欄，「日付」欄，「検討 内容等」欄，「備考」欄	法14条 7号イ
1788枚 目ないし1 808枚目	95	全て	法14条 7号イ
1809枚 目	96	「調査項目」欄，「処理てん 末」欄，「日付」欄，「検討 内容等」欄，「備考」欄	法14条 7号イ
1810枚 目ないし1 838枚目	97	全て	法14条 7号イ

別紙 3（諮問庁が開示すべきとする部分）

文書名	枚数	別紙 2 の一連 番号	諮問庁が開示すべきとする部分
文書 3 「調査経過記録書」	2 枚目	8	「年月日（手続名）」欄の 7 行目ないし 13 行目
		10	「方法・場所（応接者）」欄の 7 行目ないし 13 行目
		12	「調査事項・応接状況等」欄の 7 行目ないし 13 行目
	5 枚目	16	「年月日（手続名）」欄の 2 行目ないし 4 行目， 26 行目ないし 30 行目
		18	「方法・場所（応接者）」欄の 2 行目ないし 4 行目， 26 行目ないし 30 行目
		20	「調査事項・応接状況等」欄の 2 行目ないし 4 行目， 26 行目ないし 30 行目
	7 枚目	27	「年月日（手続名）」欄の 20 行目ないし 22 行目
		29	「方法・場所（応接者）」欄の 20 行目ないし 22 行目
		31	「調査事項・応接状況等」欄の 20 行目ないし 22 行目
文書 5 「調査経過記録書付表」	31 枚目	44	「日付」欄の 1 行目ないし 3 行目， 「検討内容等」欄の 1 行目ないし 3 行目

別紙 4（開示すべき部分）

文書名	枚数	別紙 2 の一連 番号	開示すべき部分
文書 2 「質問応 答記録 書」	9 枚目， 11 枚目 及び 14 枚目	2	「回答者住所」欄，「回答者氏名」欄， 「回答者生年月日，年齢」欄及び「回答者 生年月日，年齢」欄の下 1 行目及び 2 行目